

海外実務訓練派遣承諾書兼誓約書

長岡技術科学大学長 殿

派遣先機関名 _____

所在国・所在地 _____

海外実務訓練指導教員(主) _____ 系 _____

海外実務訓練指導教員(副) _____ 系 _____

指導教員 _____ 系 _____

海外実務訓練を履修するにあたり、事前事後の指導を受講するとともに、次の事項を遵守あるいは承諾することに同意いたします。

記

- (1) 学生がこの「海外実務訓練派遣承諾書兼誓約書」を提出しなかった場合、海外実務訓練の対象者とならないこと。
- (2) 学生は、大学から海外実務訓練について十分説明を受け、また所在国及び所在地（以下、現地という。）の情勢や危険性について十分理解していること。さらに学生から保証人に現地の情報について説明があったこと。
- (3) 上記（2）をふまえ、学生が現地に渡航すること。
- (4) 渡航期間中は、日本国の法令はもとより、滞在国または地域の法令（飲酒・喫煙等を含む）、派遣先機関の規則及び本学の諸規則を遵守するとともに、滞在国の公序良俗にも反することのないよう注意すること。
- (5) 心身共に留学に十分耐えうる健康状態であること。申込時および渡航前に健康上の留意点がある場合は申し出ると共に、健康上海外実務訓練の参加に支障はないと医師に診断されていること。渡航後は心身ともに海外実務訓練に耐えうるよう自身の健康管理に努めること。その他、出発時に感染症（新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等）に罹患している又は罹患が疑われる場合に渡航が認められない場合があることを了承すること。
以上例示した健康上の問題により渡航が認められない場合や入国が認められない場合等でキャンセル料等が生じた際には必要な費用を負担すること。また、渡航中に傷病その他の理由により健康状態に何らかの異変が生じた場合は速やかに本学に申し出ること。
- (6) 自宅を出発してから自宅に戻るまで途切れることなく、本学が指定する海外旅行保険に加入し、加入内容について保証人と共有すること。また、併せて日本アイラックの危機管理サービスに加入すること。
- (7) 派遣先機関で指定された海外実務訓練期間を満了し、期間終了後は速やかに帰国し、本学に復学すること。また、本学の了解なく、個人的な理由により滞在期間を延長しないこと。

- (8) 海外実務訓練中の自然災害、テロ災害、航空機等交通機関に関わる事故ならびに前記以外の人為的、不慮不可抗力による事故、あるいは学生本人の故意または不注意による事故やトラブル（迷惑行為・ホームステイ・本人の持病に起因するものを含む）によって生じた結果について、学生本人または保証人の責任において処理し、本学およびその関係者に損害賠償その他の責任を追及しないこと。
- (9) 派遣先機関が所在する国（地域）の治安状況、疫病、自然災害等について、自ら情報収集に努め安全確保を図ること。また、本学はこれらやむを得ない事情または不測の事態により、学生本人の安全を第一と考え、出発の直前直後であっても海外実務訓練の中止や延期または帰国勧告を決定することがある。これらの事態等が生じた際は、現地政府、日本国外務省・在外公館の勧告・命令及び本学の指示に速やかに応じ、その場合に発生するキャンセル料や帰国費用等について負担すること。また、渡航中止や途中帰国に伴い奨学金の返還分が発生した場合には、速やかに返還すること。
- (10) 留学中に、この誓約書に記載された事項に違反するなどして、海外実務訓練生として不適格であると派遣先機関または本学が判断した場合には、両者は学生本人の海外実務訓練を取り消す権利を有していること。また、この権利行使により発生した手配業務（帰国・身柄引取り）およびそれに関わる費用については、学生本人または保証人の責任において一切を処理すること。
- (11) 渡航前に本学に届け出た学生本人の個人情報ならびに渡航中の事故情報・被害情報について、本学の所属分野、学務課教育交流係、派遣先機関、保険会社、本学の指定する危機管理支援会社日本アイラック、関係省庁及び在外公館が、事故時の対応、学生及び保証人との連絡のために共有、利用することに同意すること。

令和 年 月 日

所 属 工学分野 4 年

学 生 氏 名 印

保証人氏名 印

※学生氏名、保証人氏名欄は自署・押印願います。